

川崎市立井田小学校PTA規約

第一章 総 則

- 第一条 (名称・事務所) この会は、川崎市立井田小学校PTAと
いい、事務所を川崎市立井田小学校におく。
- 第二条 (目的) この会は、父母と教職員とが協力して家庭・学校・
社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第三条 (活動) この会は、前条の目的を達成するために、次の
活動を行う。
 - 一、児童の保護育成を行い、福祉の増進をはかる。
 - 二、会員の教養を高め、教育に対する理解を深める。
 - 三、学校と家庭との連絡を緊密にし、会員相互の親睦をはかる。
 - 四、教育環境の整備をはかる。
 - 五、その他の目的達成に必要な事項。
- 第四条 (方針) この会は、教育を本旨とする民主団体として次の
方針に従って活動する。
 - 一、児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び
機関と協力する。
 - 二、特定の政党や宗教にかたよった行動をとらない。
 - 三、この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦し
ない。
 - 四、学校の人事その他管理には関与しない。

第二章 会 員

- 第五条 (会員の資格) この会の会員は、次のとおりである。
 - 一、正会員 児童の父母またはそれに代わる保護者及び教職員。
 - 二、賛助会員 この会の主旨に賛同する者。
- 第六条 (個人情報取り扱い)
 - 一、この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利
用、管理については「川崎市立井田小学校PTA個人情報の取り扱
いについて」に定め、適正に運用するものとする。
 - 二、「川崎市立井田小学校PTA個人情報の取り扱いについて」の管理
者は書記とする。

第三章 会 計

- 第七条 (会費) この会の会員は、会費を納めるものとする。
会費は、月額三百五十円とする。ただし会費は総会の承認をえて増減
することができる。
- 第八条 (経費) この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入に
よって支弁される。
- 第九条 (会計年度) この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、
翌年三月三十一日に終わる。
- 一、会計資料の保存は、五年間とする。

第四章 役 員

- 第十条 (役員と定員) この会の役員は次のとおりである。
会長 一名 父母、副会長 若干名 父母、会計 若干名 父母、
書記 若干名 (うち一名は教員)
- 第十一条 (会長の職務) 会長は、次の職務を行う。
 - 一、この会を代表し、会務を統括する。
- 一、総会・運営委員会を招集する。
- 三、常任委員会・学年学級委員会の委員を委嘱する。
- 四、必要により、特別委員会を編成し、委員を委嘱する。
- 第十二条 (副会長の職務) 副会長は、次の職務を行う。
 - 一、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 第十三条 (会計の職務) 会計は次の職務を行う。
 - 一、総会で決定した予算にもとづいて、いっさいの会計事務を
処理する。
 - 二、総会において、会計報告をする。
 - 三、この会の財産を管理する。
- 第十四条 (書記の職務) 書記は、次の職務を行う。
 - 一、総会・運営委員会の議事及びこの会の活動に関する重要事項を
記録する。
 - 二、通信・連絡・書類の保管・その他必要な庶務を行う。

第五章 会計監査委員会

- 第十五条 (任務と定員) この会の経理を監査するため、会計監査
委員会をおく。
 - 一、会計監査委員の定員は若干名とする。
 - 二、選出の方法は細則で決める。
- 第十六条 (監査の時期) 会計監査委員会は、定期(十月・四月)の
会計監査を行うと共に、随時に監査を行うことができる。
- 第六章 役員及び会計監査委員候補者推薦委員会
 - 第十七条 (任務) 役員及び会計監査委員の候補者を推薦するため、
役員及び会計監査委員候補者推薦委員会(以下推薦委員会という)をおく。
 - 第十八条 (構成と選出) 推薦委員会の構成と選出の方法は、細則で
定める。
 - 第十九条 (任務) 推薦委員会は、その任務が終了したときに解散する。

第七章 総 会

- 第二十條 (構成と性格) 総会は、全会員をもって構成され、この会の
最高決議機関である。
- 第二十一條 (種別) 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- 第二十二條 (定期総会)
 - 一、定期総会は、次のとおり開催する。
 - 三月総会 新役員及び会計監査委員の承認、その他。
 - 前年度事業報告・決算報告・本年度事業計画・予算の承認、
その他。
 - 二、定期総会は、書面(電磁的記録を含む)により開催することができる。
臨時総会は、次のとおり開催する。
 - 一、運営委員会が必要と認めたとき。
 - 二、会員の五分の一以上が必要と認めたとき。ただし、その場合の
手続きは、細則の定めるところによる。
 - 三、臨時総会は、書面(電磁的記録を含む)により開催することができる。
- 第二十四條 (議案の通告) 総会の議案は、五日前までに全会員に通知
するものとする。
- 第二十五條 (成立と議決)
 - 一、総会は、会員の過半数の出席者がなければ成立しない。ただし、委任
状を認める。また総会の議決は、承認しない旨の議決書が過半数を超
えない場合に可決する。
 - 二、第二十二條二項及び第二十三條三項の議決は、承認しない旨の議決書
が過半数を超えない場合に可決する。

第八章 運営委員会

- 第二十六條 (構成と任務) 運営委員会の構成と任務は、
次のとおりである。
 - 一、運営委員会は、役員・各常任委員長および副委員長・各学年学級
委員長・校長・教頭をもって構成する。
 - 二、運営委員会は、この会の運営に必要な事項を処理し、各種委員会
活動の審議調整をはかると共に、総会に提出する議案を作成する。
また総会に付議される事項以外の重要事項を処理する。
 - 第二十七條 (会議) 運営委員会は、毎月一回開くことを原則とし、また
必要に応じて随時に開くことができる。

第九章 常任委員会・特別委員会

- 第二十八條 (常任委員会の任務) 常任委員会はこの会の活動に必要な
事項について、調査研究・企画立案及び実行にあたる。常任委員会
についての必要な事項は細則で定める。
- 第二十九條 (特別委員会) 特別な事項について、運営委員会が必要と
認めたときは、特別委員会を設けることができる。特別委員会の委員長は、
在任期間中運営委員会に出席する。特別委員会は、委員長が招集し、
その任務が終了したときに解散する。
- 第三十條 (任務の実行) 常任委員会・特別委員会の活動は、運営
委員会の承認を経て実行にうつされる。

第十章 学年学級委員会

- 第三十一條 (任務) 学年学級委員会の任務は、次のとおりである。
 - 一、学級の父母と教師が協力して、児童教育の向上をはかり、互いに
研修を深めるようにつとめる。
 - 二、学級相互の連絡をはかり、学年としての研修、その他の活動が、
効果的に行われるようにつとめる。

三、活動について、運営委員会に提案し、その了解をえる。
四、学年学級委員会についての必要な事項は細則で定める。

第十一章 規約改正

第三十二条（規約改正） この規約は総会において出席者三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。ただし改正案は総会開催の五日前までに、全会員に知らせなければならぬ。

第十二章 付 則

第三十三条（役員・委員の任期） 役員及び委員の任務は一年とし再任を妨げない。

第三十四条（各種委員会の成立と議決） 各種委員会は、構成員の半数以上の出席がなければ成立しない。また議事出席者の過半数によつて定める。

第三十五条（細則の制定・改廃） 細則の制定・改廃は次のとおり行われる。

一、この会の運営に必要な細則は、運営委員会の議決を経て定める。
二、細則を制定または改廃したときは、その結果を全会員に知らせなければならない。

第三十六条（規約の実施） この規約は昭和三十一年七月六日より実施する。

昭和三十六年一月二十四日改正	昭和四十二年二月二十八日改正
昭和四十五年二月四日改正	昭和四十六年三月二日改正
昭和五十二年四月二十五日改正	昭和五十四年三月八日改正
昭和五十七年三月九日改正	平成四年一月十七日改正
平成八年三月八日改正	平成二十二年十月六日改正
平成二十六年五月七日改正	平成二十九年十一月二十八日改正
平成三十年三月一日改正	平成三十一年三月一日改正
令和二年七月三日改正	令和四年七月十五日改正
令和五年五月三十日改正	

細 則

第一章 役員・会計監査員の選出、就任

第一条（役員・会計監査委員の選出） 役員・会計監査委員の選出は次のとおり行われる。

一、推薦委員会は、各常任委員会・学年学級委員会、および教職員代表一名により、構成する。
二、推薦委員会の委員は、互選により委員長を選出する。
三、推薦委員会の第一回招集は会長が行い、それ以後は委員長が招集する。
四、推薦委員は、三月総会の一週間前までに、定数の役員候補者及び会計監査委員候補者を推薦する。また五日前までに候補者の氏名・PTAにおける経歴等を全会員に知らせる。
五、役員・会計監査委員の選出に当たっては、総会出席者の過半数の信任を必要とする。

第二条（就任） 役員及び会計監査委員は、三月総会終了後四月一日に就任する。

会長に欠員の生じたときは、副会長の互選により、一名が昇格する。これによつて生じた副会長の欠員は補充しない。他の役員に欠員の生じたときは運営委員会が補充する。任期はいずれも前任者の残任期間とする。また、会計監査委員の欠員は補充しない。

第二章 委員の選出

第三条（委員の選出） 委員の選出は次のとおり行われる。

一、各学年は互選により学年学級委員、各種常任委員をそれぞれ選出する。
二、削除
三、各種常任委員は互選により正副委員長を選出する。
四、学年学級委員に欠員が生じたときは、必要に応じて該当の学年から欠員を補充する。
五、各種常任委員長に欠員の生じたときは、副委員長が昇格する。副委員長に欠員の生じたときは、委員の互選により選出する。委員に欠員の生じたときは、必要に応じて選出された学年から欠員を補充する。
六、役員・会計監査委員は、各種委員会の構成委員を兼任できない。

第三章 常任委員会

第四条（常任委員会の種別） 常任委員会として、広報委員会・成人教育委員会・環境委員会・安全委員会をおく。

第五条（各常任委員会の任務） 各常任委員会の任務は次のとおりとし、委員会は必要に応じて委員長が招集する。
一、広報委員会

イ 会員がPTA活動に積極的に参加するようにつとめる。
ロ 会員の意見を聴取すると共に会報の発行・その他の方法により、会の動静を会員に知らせる。

二、成人教育委員会（休止）

イ 会員が研修会・その他の機会を通じて、互いに親睦を深め、会員としての意識の向上をはかる。

三、環境委員会

イ 学校施設等の改善をはかり、教育環境の整備につとめる。

四、安全委員会

イ 児童の交通安全、その他校外生活の保護育成にあたる。

第四章 学年学級委員会

第六条（学級委員会） 削除

第七条（学年学級委員会） 除年学級委員会は、細則第三条の学年学級委員で学年ごとに構成され、学年学級委員長は必要に応じて、学年学級委員会・学年集会・研修会等を招集する。

第八条（学年学級委員長会） 学年学級委員長会をもうけ、学年学級委員長がこれを招集する。学年学級委員長会は学年学級委員長全員にて構成される。
学校職員は、両会に出席して意見を述べることができる。

第五章 雑 則

第九条（賛助会員） 規約第五条二項に規定する賛助会員は、運営委員会が認めたときに入会することができる。ただし賛助会員は、役員及び各種委員になることはできない。

第十条（会計の清算） 四月・五月会費は、仮に前年度決定額を徴収し、六月以降の徴収の際に清算することができる。

第十一条（臨時総会） 規約第二十二条二項の場合は、署名をもって有効とし、運営委員会に申し出るものとする。

第十二条（総会の議長） 総会の議長は、運営委員があたる。

第十三条（各種委員の選出） 各種委員の選出は四月までに行い、通常総会開催に支障のないようにする。

第十四条（運営委員の特例） 運営委員は必要により推薦委員会を除く各種委員会・集会等に出席して意見を述べることができる。

第六章 細則改正

第十五条（細則改正） この細則は、運営委員会において構成員の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は運営委員会の五日前までに知らせておかなければならない。

第七章 付 則

第三十六条（実施） この細則は昭和三十一年七月六日より実施する。	
昭和三十六年一月二十四日改正	昭和四十二年二月二十八日改正
昭和四十五年二月四日改正	昭和四十六年三月二日改正
昭和五十二年四月二十五日改正	昭和五十四年四月二十日改正
平成三年十二月二日改正	平成八年三月八日改正
平成十三年二月五日改正	平成十四年二月一日改正
平成三十一年一月二十一日改正	令和三年六月九日改正
令和四年七月十五日改正	令和五年二月十五日改正
令和五年五月三十日改正	